

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和13年3月31日まで)

県本部関係課長 殿
県下各警察署長

宮本規第45号
令和8年2月13日
交通部 長

交通規制等要望管理及び取扱要領の制定について（通達）

交通規制及び交通安全施設等に関する要望は、交通の安全と円滑を図る上で有用な情報となるほか、県民の関心が高く、迅速かつ適切に対応する必要があるとともに、受理状況及び進捗状況を適正に管理する必要があることから、別添のとおり交通規制等要望管理及び取扱要領を制定し、令和8年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い「信号機設置要望に関する報告要領について（通達）」（令和3年5月31日付け宮本規第1628号）は廃止する。

別添

交通規制等要望管理及び取扱要領

第1 趣旨

この要領は、交通規制及び交通安全施設等（以下「交通規制等」という。）に関する要望の管理及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

1 交通規制

道路交通法等の法令に基づき警察が行うこととされている各種交通規制のことをいう。

2 交通安全施設等

交通信号機、道路標識、道路標示等、交通の安全と円滑及び交通公害の防止等を目的として警察が整備するものをいう。

3 要望

交通規制等の新設、改良、撤去等の実現を求め警察に対して寄せられたものをいう。

要望には、「相談及び苦情取扱要綱の改正について（通達）」（令和7年2月27日付け宮本広相第110号）に定める相談のほか、提出された要望書や交通課以外の課員から申報された報告等、端緒や対策の必要性を問わず全て含むものとし、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）が所管する「信号機BOX」及び「標識BOX」に県民等から寄せられた意見も要望に準じて取扱うものとする。

4 対策

要望にかかる所属の検討結果を踏まえた対応をいう。

警察で対応する交通規制等はもとより、道路管理者との現場点検等により施工依頼した物理的デバイスや法定外表示等の安全対策を含むものとする。

5 所属

警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）をいう。

第3 管理体制

1 管理責任者

(1) 所属に管理責任者を置き、警察署長又は高速隊長をもって充てる。

(2) 管理責任者は、所属における要望の取扱いに関する総括的な管理を行うものとする。

2 取扱責任者

(1) 所属に取扱責任者を置き、警察署交通課長又は高速隊隊長補佐をもって充てる。

(2) 取扱責任者は、管理責任者を補佐するとともに、所属における要望の受理、調査、対策の実施等の事務に当たるとともに、その進捗状況等を一元的に管理するものとする。

3 取扱補助者

- (1) 所属に取扱補助者を置き、所属の職員の中から取扱責任者が指名するものとする。
- (2) 取扱補助者は、取扱責任者を補助するとともに、その指揮を受けて所属における要望の受理及び取扱いに当たり、取扱経過等を明確にしておくものとする。

第4 管理要領

1 要望の受理

受理した要望は、「交通規制要望管理表」(様式1)に必要事項を入力の上、データ管理すること。ただし、交通信号機に関する要望は、「信号機要望管理表」(様式2)に必要事項を入力の上、データ管理すること。

なお、同一の機会に複数の要望等を受けた場合は、個別の内容ごとに番号を付して管理すること。

2 関係機関が所管する要望内容の受理

受理した要望に道路管理者等の警察以外の主体が所管する内容が含まれる場合は、関係機関に情報共有の上、その結果を交通規制要望管理表又は信号機要望管理表(以下「管理表」という。)に入力することとし、必要に応じて合同点検を行い、連携の上必要な安全対策の検討をすること。

3 進捗状況

(1) 管理表による組織的な管理

検討結果、取扱経過等の進捗状況は、管理表にその都度、必要事項を入力し、対応及び検討漏れがないよう適正に管理すること。

全ての要望に関して対策の要否を検討し、対策を要すると判断したものは当該対策が完了した時点をもって終結とする。

なお、対策完了後であっても、追加対策等を実施した場合にはその経過も適正に管理すること。

また、警察署の意見として対策の必要性がないと判断した場合は、管理責任者の決裁を受けた時点をもって終結とする。

(2) 決裁

取扱責任者は、随時進捗状況を点検するとともに、取扱補助者に必要な助言指導を行い、組織的な管理を徹底すること。

なお、毎月1回以上管理表を出力し管理責任者の決裁を受けること。

決裁を受けた管理表は、電話用紙、相談等取扱票の写し等受理にかかる関係書類とともに保管すること。

(3) 対策未了の絶無

年度末時点で終結に至らなかった要望は、翌年度の管理表に確実に繰越しすることとし、対策が未了のままとならないよう留意すること。

第5 取扱要領

1 要望受理時の留意事項

交通規制等に関する要望は、地域住民の日常生活における安全確保に直結するなど県民の関心が高く、迅速かつ適切に対応する必要があることから、その重要

性を十分に理解し、受理する際は要望に至った状況を詳しく聴取するとともに必要に応じて現場立会いを求めるなど、真摯に対応すること。

なお、交通課員以外の職員が受理した要望については、受理の経緯等を明らかにするため、口頭による伝達ではなく、できる限り書面に記録化して引継ぎを行うこと。

2 要望内容の検討

(1) 現地調査の実施

要望を受理した場合は、直近に検討済みであるなど明らかに調査の必要性がないものを除き、速やかに現場の交通流量、交通事故発生状況等を調査すること。

なお、時間帯によって交通実態が大きく変化する場合等には、必要に応じて複数回現地調査を実施すること。

また、必要に応じて交通規制課と連携しながら対策方針を検討すること。

(2) 対策の検討

現地調査に際しては、要望に至った危険な状況等を把握した上で、交通の安全と円滑を確保するためにどのような対策が効果的なのかという観点で対策を検討すること。

このため、要望された対策内容が必ずしも最適な対策とは限らない点に留意しつつ、必要に応じて周辺エリアも含めた複合的な対策を検討するなど、真に効果の認められる対策を検討すること。

(3) 道路管理者等との連携

検討の結果、警察の対策のみでは不十分と認められた場合は、道路管理者等の関係機関を参画させて合同点検を実施し、多角的な安全対策を検討することとし、必要に応じて法定外表示や物理的デバイス設置等の安全対策を道路管理者に要請すること。

3 検討結果に基づく対策の実施等

(1) 交通規制要望管理表で取扱う要望

ア 警察による対策が必要と判断した場合は、速やかに交通規制課と連携の上、工事設計、工事上申等の必要な手続を行うこと。

イ 交通安全施設等の倒壊、破損等にかかる要望は、速やかに緊急工事、仮設標識設置等の措置を講じるとともに交通規制課規制第一係に速報すること。

ウ 対策完了後は効果検証を行い、対策の効果が十分に得られていない場合には対策の見直し、又は追加対策の必要性について改めて検討すること。

(2) 信号機要望管理表で取扱う要望

ア 交通信号機の新設要望

交通信号機の新設要望については、設置の要否にかかわらず全ての要望に関し、信号機設置検討表（様式3）を作成の上、要望にかかる受理内容が確認できる書類の写しとともに、速やかに交通規制課安全施設係に報告すること。

イ 交通信号機の改良要望

交通信号機の改良要望については、検討の結果、改良する必要があると認めた場合、信号機改良検討表（様式4）を作成し、交通規制課安全施設係に報告すること。

ウ 交通信号機の秒数調整

現地調査等により調整の必要性を認め、交通信号機の秒数調整を行った場合は、変更後の定数表を速やかに交通規制課安全施設係に報告すること。

エ 交通信号機の故障

交通信号機の故障にかかる要望を受理した場合は、宮城県警察交通管制センターに故障の概要を速報すること。

4 要望者への回答

要望に対する検討結果は、特段の理由がない限り要望者に回答することとし、対策の検討から実施までに期間を要する場合には、途中経過を説明すること。ただし、「信号機BOX」及び「標識BOX」で受理した意見に関しては特段の理由がない限りは回答を要しない。

また、必要な調整が未了かつ対策の方向性だけを説明する場合等には、確約したと誤解されないよう、丁寧かつ明確な説明とし、対応した結果を必ず記録化すること。

5 その他

要望の進捗について管理表を随時更新するとともに、交通規制課から進捗状況等の報告を求められた際は、管理表を活用して報告すること。

また、業務の合理化・効率化の観点から、各年実施している信号機ヒアリングにおける説明資料にも活用することから随時更新を行うこと。

信号機設置検討表

様式3

受理番号	検討結果	「不要」とした場合はその理由	
要望場所(住所)			
作成年月日		令和	年 月 日
警察署			
道路名	主道路	必要条件	
	従道路	択一条件	
		車道幅員	滞留場所
		交通量	信号距離
		柱設置場所	→
		人身事故発生	小中学校等付近
		交通量領域	歩行者需要多
※必要条件は充足するものの、「択一条件」が該当しないが必要な場合はその理由			
①交通量(ピーク1時間)			
主道路		台/時	
従道路		台/時	
②歩行者(ピーク1時間)			
主道路(横断)		人/時	
従道路(横断)		人/時	
③自転車(ピーク1時間)			
主道路(横断)		台/時	
従道路(横断)		台/時	
④速度規制			
主道路		km/毎	
従道路		km/毎	
⑤付近の学校、公共施設名及び距離			
1		m	
2		m	
3		m	
4		m	
5		m	
⑥通学路指定の有無			
⑦過去3年間の交差点事故件数			
	死亡事故	人身事故	物損事故
前年	件	件	件
2年前	件	件	件
3年前	件	件	件
合計	0件	0件	0件
⑧事故形態別発生件数			
	出会い頭	車対車その他	対自転車
	対歩行者	⑨警察署意見	
前年	件	件	件
2年前	件	件	件
3年前	件	件	件
合計	0件	0件	0件

写真1	写真2
写真3	写真4
写真5	写真6

受理番号	検討結果	「要対応」とした場合はその理由					
意思決定番号	交差点名	作成年月日	令和	年	月	日	警察署

写真1	写真2
写真3	写真4
写真5	写真6